

病院トップマネジメントのための

病院経営 羅針盤

2023

7/1

特集1

座談会 地域包括ケア病棟の
現状と将来展望
地ケア病棟の役割が明確化
急性期と在宅を支える病棟に

特集2

すぐにできる
効果的な節税対策

インタビュー

医療法人博愛会
顓田病院（福岡県）
本田宜久 院長に聞く

- 入院・外来・在宅医療までをワンストップで
総合診療が地域を支える中小病院の在り方

4 病院経営羅針盤 経営者に聞く ⑬⑥

入院・外来・在宅医療までをワンストップで
総合診療が地域を支える中小病院の在り方

医療法人博愛会 額田病院（福岡県） 本田宜久 院長

（取材：野田裕貴）

11 座談会 地域包括ケア病棟の現状と将来展望 地ケア病棟の役割が明確化 急性期と在宅を支える病棟に

医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院 仲井培雄 理事長

医療法人社団大和会 多摩川病院 矢野 諭 理事長

医療法人社団焔「おうちにかえろう。病院」 水野慎大 院長

23 すぐにできる効果的な節税対策

米本合同税理士法人 税理士 大川智弘

29 病院が生き残るための俊敏で柔軟な組織づくり

～医療を取り巻く課題に対応するための「自律組織」～

自律進化組織研究所 代表 三好章樹

34 リレー連載

健康経営を支える働き方改革⑭

倉敷中央病院の働き方改革について

～職員が働き続けたい、魅力的なワークができる病院づくり～

公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院 人事部長 藤井達彦

病院マネジメントメソッド

- 50 病院における人事マネジメント④
時代や病院に即した人事制度への見直し
篠塚 功
- 52 経営ツール・手法の活用④
PEST分析
井上剛輝
- 54 コスト削減④
看護師とのタイアップ
小泉 斎

コラム

- 2 病院経営わくわくどきどき⑦⑤
澤田勝寛
- 71 明るい未来に想いを馳せて⑥③
木村結花

連載

- 41 医療政策の深読み⑥④
島崎謙治
- 42 医療の転換期における
医療経営・管理の質を高める④
馬場園 明
- 44 誰でもわかる
よく聞く医療経営用語 はやわかり講座④
世古口 務
- 56 医療機関における
リーガルリスクマネジメント⑩⑥
瀬尾雅子
- 60 実践！ コーチング
～コーチ929の活動～⑩⑥
医療法人鉄蕉会亀田総合病院 コーチ929
- 64 病院経営立て直しシミュレーション
「プロ事務長による経営指南」⑩⑥
池田幸一
- 68 羅針盤 ニュースピックアップ

.....すぐに行ける効果的な節税対策.....

その節税対策は本当に大丈夫!?

～節税の種類をマスターして適切にキャッシュを残そう～

米本合同税理士法人 税理士 大川智弘

昨今はコロナ関連の補助金等により、利益が大幅に増加している病院については節税対策を検討しているところも多くあると思います。ただし、節税対策を安易に行うとキャッシュを損なうこともあるため注意が必要です。そこで今回は節税対策について節税の種類と落とし穴について解説いたします。

..... 節税対策とは？

節税対策とは、利益が大幅に出ており、納税額が多額になると見込まれる場合、納税額を抑えるために行われる対策のことをいいます。決算の直前に行う「決算対策」もこれに含まれます。

..... 節税の種類

節税には次の4つの種類があります（図表1）。

- ①支出があり、税額を減らす節税
- ②支出がなく、税額を減らす節税
- ③支出があり、納税を遅らせる節税
- ④支出がなく、納税を遅らせる節税

節税対策としてはどれも有効ではありますが、特に①の「支出があり、税額を減らす節税」や③の「支出があり、納税を遅らせる節税」はキャッシュアウトを伴いますので、実行する場合は慎重に検討する必要があります。

..... 節税はどの種類に該当するのか？

近年、インターネットやSNSなどのさまざまな媒体から節税の情報を得ることができます。その中でも決算直前であっても実行可能な対策については人気があり、そのニーズを満たす節税商品も存在しています。ただし、決算直前でも実行可能な対策の多くは上記の①の「支出があり、税額を減らす節税」や③の「支出があり、納税を遅らせる節税」に該当するものが多く、納税額を減らす（遅らせる）ことはできても、それ以上にキャッシュアウトしている場合が多いという側面もあります。

例えば、有名な節税方法の一つとして「短期前払費用」があります。短期前払費用とは、家賃や保険料など毎月同等のサービスを受けている場合に、支払いを月払いから年払いに変更することで支払額を経費計上する方法です。仮に毎月の家賃が100万円で決算直前に年払いに変更して1,200万円を支払うことで、その期については経費を多く

図表 1 節税の種類

		税 額	
		減らす	遅らせる
支 出	あり	①	③
	なし	②	④

図表 3 各節税対策の①～④の分類

①支出あり・ 税額減らす	決算賞与
	非常勤役員への役員報酬の支給
②支出なし・ 税額減らす	賃上げ促進税制
	貸倒損失（形式基準）
③支出あり・ 納税遅らせる	短期前払費用
	経営力向上計画による特別償却
	養老保険（福利厚生プラン）
④支出なし・ 納税遅らせる	固定資産税の未払計上
	経費の帳端計上

計上することが可能です。しかし、節税額が支出額を超えることはないため、結果としてキャッシュが減少してしまいます。

本来はキャッシュを多く残すことが節税の目的にもかかわらず、「お金が減ったのでその分節税になりましたね……」という本末転倒な結果になるケースも多いです（図表 2）。

このようなことがないよう、まずは節税対策を検討する場合はその対策が上記①～④のどの種類に該当するかを見極める必要があります。

.....
節税対策の分類と具体例
.....

各節税対策について上記①～④に分類したうえで簡単に解説します（図表 3）。

①支出があり、税額を減らす節税の具体例

・決算賞与

決算賞与とは、夏期賞与、冬期賞与とは別に決算期に賞与を支給する方法です。た

図表 2 節税とキャッシュの関係

年払い変更による支出額	1,200万円
年払いによる節税額（税率30%）	360万円
差引キャッシュ増減	840万円

だし、決算日後に支給する場合は一定の要件もあります。

決算賞与の特徴として節税対策の手軽さであり、支給さえ行えば節税が可能です。そのほかのメリットとして、業績を職員に還元することになりますから、職員のモチベーションアップにつながるのです。

決算賞与は基本的には①の「支出があり、税額を減らす節税」に該当します。

・非常勤役員への役員報酬の支給

親族などを非常勤役員として登用し、役員報酬を支給する方法です。役員報酬額は限度額があるため要注意ですが、普段出勤していない役員であっても、役員は医療法人の運営についての責任がある関係上、月額 5～15 万円程度であれば支給することが可能です。これも「支出があり、税額を減らす節税」に該当しますが、支出先が親族なので②の「支出がなく、税額を減らす節税」と考えることもできます。

②支出がなく、税額を減らす節税の具体例

・賃上げ促進税制

賃上げ促進税制とは、前年と比較して給与総額が1.5%以上増加した場合に給与増加額の15%を税額控除できる制度です。2.5%以上増加でさらに15%控除、教育訓練費が前年比10%以上増であればさらに10%税額控除となり、最大で40%の税額控除を受けることが可能な制度です。

図表 4 養老保険（福利厚生プラン）

契約者	法 人
被保険者	従業員（＋役員）
死亡保険金受取人	従業員等の遺族
満期保険金受取人	法 人
経費計上	1/2 損金

人件費が自然増している場合は税額控除額がかなり大きくなることもあります。

また、基本的には②「支出がなく、税額を減らす節税」に該当しますが、例えば自然増が1.4%で適用を受けるために賞与などを0.1%分増額させる場合は①の「支出があり、税額を減らす節税」の要素があるとも考えられます。

・貸倒損失（形式基準）

貸倒損失は、通常は取引先の倒産、会社更生法の適用などにより売掛金等の残高を経費化するものですが、売掛債権に限りその取引先と1年以上取引・入金がない場合等、一定の場合に形式的に貸倒損失が計上できるものです。病院の場合だと、患者の長期窓口未収金がこれに該当します。資金の流出を伴う節税ではないため、②の「支出がなく、税額を減らす節税」に該当します。

③支出があり、納税を遅らせる節税

・短期前払費用

短期前払費用は、前記したとおり家賃などの費用を年払いにして経費計上する方法です。基本的には③「支出があり、納税を遅らせる節税」に該当しますが、半永久的に賃借・契約するものであれば①の「支出があり、税額を減らす節税」に該当する、という考え方もできます。

・経営力向上計画による特別償却

経営力向上計画による特別償却は、一定の要件を満たした設備投資について即時償却（投資額が全額経費に入る）が行える制度です。基本的に設備投資前に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。即時償却は設備投資年度に多額の経費算入が可能です。あくまで来期以降の減価償却費の先取りですので、基本的には③「支出があり、納税を遅らせる節税」に該当します。

ただし、もともと設備投資を計画していた場合は④の「支出がなく、納税を遅らせる節税」と考えることもできます。また、特別控除（設備投資額の10%を税金から控除）の場合は①「支出があり、税額を減らす節税」または②「支出がなく、税額を減らす節税」になります。

なお、病院の場合、投資として認められる範囲がかなり狭くなっており、医療機器以外の備品やソフトウェア等が対象となっています。

・養老保険（福利厚生プラン）

養老保険（福祉厚生プラン）は、死亡保険を職員（原則全職員）に掛け、保険料の半分を経費に計上する方法です。満期保険金の受取人を法人とすることで、満期時（通常は定年などを満期に設定）に満期保険金の受け取りが可能です（図表4）。

保険料支払い時に経費計上できますが、満期時には収益計上が必要となるため、③「支出があり、納税を遅らせる節税」に該当します。

④支出がなく、納税を遅らせる節税

・固定資産税の未払計上

固定資産税は年4回（例：6月・9月・12月・2月（自治体により異なる））、支払いますが、納付義務自体は納税通知書が送られてくる4・5月ごろに確定するため、未払計上が可能です。支出を伴わず経理処理のみで実行可能なため④「支出がなく、納税を遅らせる節税」に該当します。

・経費の帳端計上

経費については通常各月初から月末の1カ月分をまとめた請求書が届き、買掛未払計上を行いますが、例えば20日締め of 仕入先がある場合、21～30日についても買掛未払計上が可能です。これも経理処理のみです④「支出がなく、納税を遅らせる節税」に該当します。

いかがでしょうか？ 将来のキャッシュを考えると一番よいのは②の「支出がなく、税額を減らす節税」となります。多少キャッシュアウトをするケースもありますが、最終的に返ってくればキャッシュは増えます。

反対に注意が必要なのが①の「支出があり、税額を減らす節税」と③の「支出があり、納税を遅らせる節税」ですが、特に③です。

③は納税を将来に繰り延べているだけです、そのツケが将来回ってきます。そして、そのツケを払うためにまた新たに③の節税を行う……と、無限ループのようになってしまっている病院もあります。

また、節税策一つとっても状況や目的によって①～④のいずれかに変動することがあります。特に、もともと設備投資や給与の増額を予定していた場合は、（新たな）支出を伴わない節税として②「支出がなく、

税額を減らす節税」、④「支出がなく、納税を遅らせる節税」に該当すると考えます。

このため、病院の状況に応じて①～④のいずれに該当するのかを判断する必要があります。

支出があり、税額を減らす節税（①） や支出があり、納税を遅らせる節税（③）でも有効なケース

①、③の節税策を実行する場合には注意が必要と上述しましたが、①、③の節税策でも有効なケースがありますので、代表的なものを紹介します。

・赤字の関係会社への短期前払費用の支払い

短期前払費用について、関係会社への家賃を年払いとして1,200万円支払う場合、支払った側は支払額が経費になりますが、受け取った側は当然に課税されます。ただし受け取った会社にそれ以上の欠損がある場合には、とりあえずは税金が発生しませんので、グループ全体のキャッシュは増えることとなります。欠損金が期限切れ直前の場合は特に有効な方法となります。

・出資持分対策

法人税だけを見ればキャッシュアウトしている節税策でも、出資持分の相続税評価を下げて出資持分を次世代に贈与する場合などは有効な節税手法になり得ます。なお、実行する場合には相続税・贈与税も踏まえた詳細なシミュレーションを行う必要がありますので、難易度は上がります。

・そもそも投資として成り立つ

③の「支出があり、納税を遅らせる節税」

図表5 節税の成功事例（賃上げ促進税制）

単位：千円

	対策前	対策案①	対策案②	備 考
売 上	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
人件費 ^{※1}	3,040,000	3,045,000	3,075,000	前年人件費：3,000,000千円
その他経費 ^{※2}	1,660,000	1,660,000	1,660,000	
税引前利益	300,000	295,000	265,000	
法人税等	90,000	88,500	79,500	計算上30%で計算
税額控除 ^{※3}	0	11,250	12,296	賃上げ促進税制
税引き後利益	210,000	217,750	197,796	
節税額	—	12,750	22,796	
決算賞与支払額	—	5,000	35,000	
差引キャッシュ増加額	—	7,750	—12,204	

※1 人件費は法定福利費・退職金・役員報酬等賃上げ促進税制の対象外となるものを除く

※2 教育訓練費が含まれており、その金額は前年比+10%以上と仮定

※3 限度額は税引前利益×23.2%×20%で計算しています。また地方税分の税額控除については度外視しています。

で紹介した養老保険、特に外貨建てのものは投資商品としての側面も持ち合わせています。こういった商品は繰り延べた税金が最終的に課税されますが、そもそも投資としてキャッシュが増えることを見越すのであれば（節税はある意味おまけ程度に考える）、最終的に課税されたとしてもキャッシュはプラスですので手法としては有効と考えられます。

また、福利厚生を主目的として活用するのであれば、同じく手法としては有効です。

..... 節税の成功事例（図表5）

次に節税事例として賃上げ促進税制と決算賞与を組み合わせて、節税や職員の待遇向上を行いつつ、病院のキャッシュを増やした事例を紹介します。

A病院は今期は業績が良く、税引前利益が3億円となる見込みです。また、給与も昨今の賃上げの流れもあり、前年の30億円

を少し上回る30.4億円になる見込みです（対策前参照）。

そこで、税理士は賃上げ促進税制をB理事長に提案しました。賃上げ促進税制の適用を受けるためには前年比+1.5%以上の給与を支給する必要がありますが、現状A病院の給与増加率は約1.3%（（30.4億円－30億円）÷30億円）であり、同規定の適用を受けるためにはあと500万円支給すれば+1.5%となり、適用できると説明しました。

B理事長はコロナ対応等で頑張った職員へ何かしら感謝をしたいと思っていたので、決算賞与として総額500万円を支給する方向で検討を始めました。税理士のシミュレーションによると税額控除が11,250千円受けることができ、決算賞与の経費計上分も加味すると法人のキャッシュも7,750千円増加する結果となりました（対策案①参照）。

B理事長としては決算賞与を500万円支給する意思決定をするところでしたが、そこ

でC事務長より賃上げ促進税制には上乗せ措置があり、前年比+2.5%以上の給与を支給すれば最大40%の税額控除を受けることができるため、2.5%増である4,500万円を支給してはどうかとの提案がありました。

税理士が再度計算したところ、確かに4,500万円を支給すれば2.5%の上乗せが達成できる見込みでしたが、賃上げ促進税制は法人税の20%が税額控除の上限となっているため、税額控除が最大で12,296千円しか受けられず、法人のキャッシュも12,204千円減少するとのシミュレーション結果となりました（対策案②参照）。

最終的にB理事長は決算賞与を4,500万円支給したい気持ちはあるものの、急激に給与を増やすことへの懸念、法人のキャッシュとのバランスを考慮し、決算賞与を500万円支給することとしました。

その結果、職員の待遇向上とキャッシュの増加の双方を達成することができました。

病院にとっては、節税<キャッシュ

病院にとってのキャッシュは身体にとっての血液に例えられることが多く（血液の流れもお金の流れも止まったら一大事です）、病院にとっては必要不可欠なものです。節税は、節税することが目的となってしまう、キャッシュを残すことを疎かにしないように注意が必要です。米本合同税理士法人では病院の状況に合った節税対策を提案・実行することにより、病院のキャッシュをより多く残すことが可能です。節税対策についてお困りの方や、今まで節税対策をされたことがない方は、一度税理士事務所等にご相談されることをお勧めします。